



子供の父親が認知せずに亡くなりました。 もう認知してもらうことは無理ですか?



父親が亡くなった後でも、子供は死後認知を 裁判所に請求できます。



父親の死後認知とは、父親が亡くなった後に、父親と非嫡出子（法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子）との間で法律上の親子関係を生じさせる手続きのことです。この死後認知を受けることにより、非嫡出子は、父親の嫡出子と同等の権利が与えられ、遺産を相続できるようになります。

まず、はじめの手続きとしましては、非嫡出子が裁判所に父親の死後認知の訴えを提起します。訴えが認められれば、死後認知が成立します。非嫡出子本人以外では、その直系卑属までが認知の訴えを提起が可能です。父親が死亡してから3年以内に提起が必要なことにも注意してください。

また、訴えを起こすためにはその根

拠となる証拠集めも必要です。例えば、DNA鑑定は重要な証拠となりますが、死亡した父親の近親者は、突然現れた非嫡出子をこころよく思わないことも多く、DNA鑑定に協力してもらえない可能性が高いです。そのような場合には、父親と母親が会ってから妊娠、出産、育児などの経緯を手紙や写真、証言といった間接的な証拠で立証していくこととなります。

そして、実際の裁判が始まりましたら、非嫡出子は死亡した父親の代わりになる検察官を相手方に主張や反論を行って審理をすすめることとなります。

その後、訴えが認められた場合には、市区町村の窓口で判決書と確定証明書を持参して死後認知の手続きをすすめ

ていきます。この手続きが完了しますと、非嫡出子は嫡出子と同じ法律上の地位をもつことになり、遺産分割協議に参加できるようになります。

しかし、実際には、死後認知の判決が決定されるまでには、ある程度の時間が必要な場合が多いので、既に遺産分割が終わっていることも多い現状があります。この場合は、相続人に、相続分の現金を請求することのみができます。また、相続税が発生する場合には、非嫡出子が相続した財産額の割合で相続税を納税する義務もあります。

死後認知は複雑な手続きです。自分で行うこともできますが、専門家に依頼することをおすすめします。

(行政書士兼FP 飯田 利治)

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。
希望者の方には無料相続相談会も開催しています。
日時、内容等、下記の各事務所にお問合せ下さい!



野田市山崎

行政書士 飯田法務経営事務所

いいだ とし はる

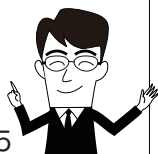
行政書士 飯田 利治

〒278-0022
野田市山崎 2635-7
H・MレジデンスA棟 315

電話：050-3748-0168

FAX：050-3588-8093

<https://tiidal68.jimdofree.com>



松戸市大谷口

行政書士 半田事務所

はんだ なおこ

行政書士 半田 直子

〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409

電話：047-705-9088

FAX：047-705-9088

<https://handa-office.jimdofree.com>



松戸市馬橋

たかた行政書士事務所

たかた てつろう

行政書士 高田 哲朗

〒271-0051
松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305

電話：050-3743-5844

FAX：050-3457-7090

<https://office-takata.jp>



ゆうちょ銀行の口座の相続で、特に注意点はありますか。



あまり知られていないようですが、各相続人に分割振込みができません。

相続されるゆうちょ銀行の扱いについてのご質問ですね。

以前に比べて、ゆうちょ銀行の相続手続は分かりやすくなっていきます。具体的な流れについても、ゆうちょ銀行または郵便局の窓口で親切に教えていただけます。

注意しておきたいのは、口座の金額を受け取れるのは、代表相続人だけという点です。

亡くなった方の口座を相続するには、基本的に3つの方法があります。

＊

① 亡くなった方の口座を解約して口座振込で受け取る方法

各相続人へ分割して口座振込は出来ず、代表相続人ひとりへの振込になります。

しかも、ゆうちょ銀行口座への振込のみです。他の相続人へは遺産分割の配分に従って、その後分配するということになります。

その前提で遺産分割協議書を作成することをおすすめします。

＊

② 亡くなった方の口座を解約して払戻証書で受け取る方法

払戻証書は手続き完了後に郵送で送られてきますので、ゆうちょ銀行や郵便局の貯金窓口に証書を持参し

て現金化するという流れになります。

多額の現金の場合は、持ち歩きリスクを考えておく必要があります。

＊

③ 亡くなった方の口座を解約せずに代表相続人に名義変更する方法

代表相続人がゆうちょ銀行口座を持っておられない場合には名義変更して、他の相続人へ口座振込が可能になります。

また、定期貯金などがあれば、解約せずにそのまま引き継ぐこともできます。

＊

ゆうちょ銀行に口座を持っている。持っていない。持っていないから口座を開設する。持っていないけど口座を作りたくない。など、まず相続人の方の意思が基本になります。

そのうえで遺産分割協議書を作成することが大切です。ぜひ、専門家の意見を聞いてみてください。

(行政書士兼FP 高田 哲朗)

いところが相続放棄しているか、調べることはできますか？



いところに直接聞くこと以外に、家庭裁判所に問い合わせるという方法があります。

「相続放棄」とは、相続権を持つ法定相続人が、亡くなった方(被相続人)の遺産の一切を相続しないことです。これは、家庭裁判所に申述して初めて認められます。

先順位相続人であるいところには、相続放棄の申述をしたかしないかを次順位相続人であるあなたへ連絡する義務はありません。しかし、相続放棄をしているならば、プラスの遺産ではなく、借金などマイナスの遺産の方が多い可能性が高いでしょう。相続放棄の手続きは、相続権が自分に回ってきたことを知った日から3か月と短いので、いところが相続放棄

したかどうかは大変気になるところです。

いとことの関係が疎遠でなく、連絡が取れるなら直接聞くことが一番簡単ですが、そうでない場合は、家庭裁判所に照会手続きをとることができます。

相続放棄の照会ができるのは、相続人が被相続人の利害関係人(例えば債権者など)です。申請は、被相続人が亡くなった住所地を管轄する家庭裁判所に行います。必要書類(照会申請書、被相続人等目録、被相続人の住民票除票、戸籍謄本、住民票、その他)を揃え、管轄裁判所に出向

いても郵送でもできます。その後、家庭裁判所から「相続放棄申述受理通知書」の写しが送られてきて確認することができます。注意すべきは、家庭裁判所によって相続放棄申述の照会可能期間が異なることです。必ず管轄裁判所に問い合わせてください。

「相続放棄申述受理通知書」の写しが送られてきて、先順位相続人全員が相続放棄をしていることが分かったなら、相続するメリットは少ない、むしろ債務の方が多い可能性が高いので、自分自身も相続放棄の準備をする必要があります。相続放棄の申述期限は、先順位相続人全員が相続放棄をしたことを知った日から3か月以内です。考えている以上に3ヶ月とは短いものです。書類の準備などお困りの場合は、早めに専門家にご相談されることがよいでしょう。

(行政書士 半田 直子)